

# 認知症対応型共同生活介護の指定申請の流れについて

※平成 28 年度以降の地域密着型サービス事業者の管理者、計画作成担当者が受けるべき研修における誓約書の取扱い方法が変更となりました。つきましては、関係事業者様は、

■平成 28 年度以降の「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に係る誓約書の取扱いについて

(<http://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000021/21906/seiyakusyotaiou.pdf>)

を必ず御確認くださいますようお願いいたします。

## 1. 準備

### ○指定の要件（基準）の確認

指定事業者になるためには、川崎市条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たさなければなりません。

- 例えば
- ・ 指定を受けるには、申請者が法人である必要があります（病院、診療所が行う場合には例外があります。）。
  - ・ 法人の定款等の目的に介護保険サービスを行う旨を位置づける必要があります。指定を受けようとするサービスが正しく定款に位置付けられていないと指定できません。
  - ・ 基準に規定されている必要な人員、設備を備える必要があります。

基準の確認方法・・・「介護保険六法」等の一般の書籍、「介護情報サービスかながわ」、関係法令等でお調べください。

認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）については、募集する定員総数を超える申請があった場合、川崎市認知症対応型共同生活介護事業者選定基準に沿って選定を行います。なお、選定後、内定を得た事業者については、選定基準の加点項目を運営後も遵守することが指定条件となりますので、加点を取る選定項目について十分に御検討ください。

### ○事前図面送付

図面の事前確認が**必要な場合は**、書式ライブラリー内の送信票と図面をFAX又は郵送してください。なお、送付された図面については、收受した日を含め原則15日以内に、市から確認結果等についてご連絡します。

### ○申請書類の作成

書式ライブラリー中の「認知症対応型共同生活介護」の「1. 新規事業者指定」のページに様式や必要書類などを掲載していますので、参考に作成してください。

## 2. 申請の予約

(高齢者事業推進課ホームページの、認知症対応型共同生活介護 > 1. 新規事業者指定 > 3. 内定申請受付要項及び事業者選定基準 > 2 日程 を御覧ください。)

地域密着型サービスは、介護保険法により「川崎市介護保険運営協議会地域密着型サービス等部会」への意見照会が義務付けられているため、「内定申請」、「指定申請」の2段階の申請が必要となります。募集する定員総数を超える申請があり、内定を得られなかった事業者については、指定申請を行うことはできません。

それぞれの申請の受付は完全予約制です。予約申込期限及び申請受付日等は、後ろに掲載する「募集利用定員及びスケジュール」のとおりですので必ず期限内に申込みを行ってください。(厳守)

なお、書類の補正が必要な場合は、原則として、補正完了期限までに完了したものののみ受理します。補正に要する時間を考慮し、早めの来庁をお勧めします。

申請受付は、ソリッドスクエアの西館10階高齢者事業推進課で行います。申請受付の際には、必ず事業所の管理者就任予定の方がお越しください。

[予約先] 川崎市高齢者事業推進課事業者指定係  
TEL 044-200-2469  
受付時間：9時～12時、13時～17時(土、日、祝日を除く)

## 3. 申請

### ①内定申請

地域密着型サービス事業を行うための内定を得るための申請となります。高齢者事業推進課ホームページから申請書及び添付書類の様式をダウンロードしてください。受付審査は対面で行います。審査時間は約1時間です。審査時間内に審査が終わらない場合には受付を行えないこともありますので、申請書類をきちんとそろえてご来庁ください。

内定補正完了期限までに受理した書類については、「川崎市介護保険運営協議会地域密着型サービス等部会」に意見照会を行い、内定を行います。また、募集する定員総数を超える申請があった場合、川崎市認知症対応型共同生活介護事業者選定基準に沿って選定を行い、内定を行います。ホームページ上で選定基準について確認し、選定基準中で加点をする項目については、要件を満たしているか確認できる書類を内定申請書に添付してください。

### ②指定申請

内定を受けた事業所について、事業所開設の前月に介護保険法上の指定申請手続きを行います。申請書及び添付書類等の審査を対面で行います。審査時間は約2時間です。審査時間内に審査が終わらない場合には受付を行いませんので、記載例及び申請書類作成にあたっての留意事項にて事前に内容確認を行い、きちんと書類をそろえてご来庁ください。

受理した書類について二次審査や必要に応じ現地調査を行い、審査をとおる審査手数料を納付した事業所は、翌月1日に指定します。また内定を受けた内容を下回る変更があった場合は、内定を取り消すこともありますので御留意ください。特に、選定基準項目に係る内容が内定を下回る変更があった場合は、内定取消しとなります。

※受理するにあたって、川崎市条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たしていることを確

認する必要がありますので、指定申請までに建築・改修が完了し関係法令（建築基準法、消防法等）の確認を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

【予約受付期間及び申請受付等】

指定予定日	内定予約 受付期間 (厳守)	内定申請 受付 (厳守)	内定補正 完了期限 (厳守)	指定予約 受付期間 (厳守)	指定申請 受付 (厳守)	指定補正 完了期限 (厳守)
H30/4/1	H30/1/4 ? H30/1/25	H30/2/1 H30/2/2 H30/2/5	H30/2/13	H30/2/1～23	H30/3/1・2・5 H30/4/4・5・6 H30/5/1・2・7	H30/3/12 H30/4/13 H30/5/14
H30/5/1				H30/3/1～23		
H30/6/1				H30/4/2～25		
H30/7/1	H30/4/2 ? H30/4/25	H30/5/1 H30/5/2 H30/5/7	H30/5/14	H30/5/1～25	H30/6/1・4・5 H30/7/2・3・4 H30/8/1・2・3	H30/6/12 H30/7/11 H30/8/10
H30/8/1				H30/6/1～25		
H30/9/1				H30/7/2～25		
H30/10/1	H30/7/2 ? H30/7/25	H30/8/1 H30/8/2 H30/8/3	H30/8/10	H30/8/1～24	H30/9/3・4・5 H30/10/1・2・3 H30/11/1・2・5	H30/9/12 H30/10/11 H30/11/12
H30/11/1				H30/9/3～25		
H30/12/1				H30/10/1～25		
H31/1/1	H30/10/1 ? H30/10/25	H30/11/1 H30/11/2 H30/11/5	H30/11/12	H30/11/1～22	H30/12/3・4・5 H31/1/4・7・8 H31/2/1・4・5	H30/12/12 H31/1/16 H31/2/13
H31/2/1				H30/12/3～25		
H31/3/1				H31/1/4～25		
H31/4/1	H31/1/4 ? H31/1/25	H31/2/1 H31/2/4 H31/2/5	H31/2/13	H31/2/1～25	H31/3/1・4・5 H31/4/3・4・5 H31/5/7・8・9	H31/3/12 H31/4/12 H31/5/16
H31/5/1				H31/3/1～25		
H31/6/1				H31/4/1～25		

※予約受付期間を過ぎての予約は受け付けません。

#### 4. 指定日

指定は毎月1日です。

#### 5. 公示

指定事業所名、所在地、サービスの種類等が市公報に登載されます。

「介護情報サービスかなかわ」の「介護情報検索」へも情報提供しています。

#### 6. その他

地域密着型サービスの指定を受けた場合、原則的に利用者は本市の被保険者に限定されます。

また、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を利用するためには、利用の時点にて本市に住民登録してから3か月を経過していることが必要となります（川崎市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の市町村の同意に係る手続等に関する要綱別表1備考）。

上記の点について御留意の程よろしくお願ひします。

# 指定申請等手数料について

川崎市では、介護サービス事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）の更新の申請に対する審査について、地方自治法第227条に基づき、応益負担の観点から、平成24年10月審査分から手数料の徴収をすることとしました。

## 1. 審査手数料の額

事業の種類	新規指定申請	指定更新申請
介護予防支援	10,000円	10,000円
夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20,000円	10,000円
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス 地域密着型特定施設入居者生活介護	30,000円	10,000円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	45,000円	25,000円
介護予防小規模多機能型居宅介護、 介護予防認知症対応型通所介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護	15,000円	10,000円

※内定申請の際は、手数料は必要ありません。

## 2. 納付方法

- 申請時に納付書をお渡ししますので、納付期限日までに銀行等で支払いをしてください。
- この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定、指定更新等ができない場合でも手数料は、返還しません。

## 3. 手数料の納付例

○認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護併設の例		
	新規指定	更新申請
認知症対応型共同生活介護	30,000円	10,000円
介護予防認知症対応型共同生活介護	15,000円	10,000円
小規模多機能型居宅介護	30,000円	10,000円
介護予防小規模多機能型居宅介護	15,000円	10,000円
	計 90,000円	計 40,000円